

令和4年度 舞台芸術鑑賞機会創出事業 実施要綱

1 趣旨

県内の文化施設において、音楽・演劇等の有料公演を行う際に一定数の座席を学生向けに無料で開放し、新型コロナウイルスの影響で減少した子どもの舞台鑑賞機会や県内アーティストの活動機会を提供することにより、ポストコロナ社会につながる芸術文化活動の支援を行うことを目的として「舞台芸術鑑賞機会創出事業」を実施する。

2 助成対象者

県内の文化ホール等（市町立・民間立のホール、能楽堂、伝統文化施設等）の設置者・指定管理者、公演を主催する実行委員会（会場となるホールを実行委員会の構成員に含むこと）等

※1 助成対象者につき原則1年度1事業を対象とする。

3 助成対象事業

文化ホール、実行委員会等が主催・共催となり県内で行う公演で、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 一般公開の音楽・演劇・舞踊・伝統芸能等の有料公演で、予定座席の20%又は50席の少ない方以上を学生（小、中、高校、大学生等）向けに無料開放すること
- (2) 以下の要件をすべて満たすホールで実施すること
 - ① 収容人数が100人以上かつ床面積が150㎡以上であること
 - ② 着席で鑑賞するレイアウトであること
 - ③ 公演にあたって飲食を伴わないこと
 - ④ 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインの遵守等、適切な感染拡大予防策を講じ運営されていること
- (3) 出演者が以下の1～3の要件をすべて満たすもの、もしくは4の要件を満たすものであること
 - ① プロとして概ね1年以上の芸術文化活動の実績がある者 ※1
 - ② 兵庫県を主な活動拠点としている者 ※2
 - ③ 団体の場合は交付申請時において構成員の半数以上が兵庫県在住であること
 - ④ 兵庫県または公益財団法人兵庫県芸術文化協会が設ける賞（芸術文化に関する賞）を受賞した者
- (4) 同一事業において、行政機関等から他の補助金等の支援を受けていないこと
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針及び各業界のガイドラインを遵守して行われる事業であること
- (6) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施すること

※1 「プロ」とは、主に芸術文化活動により生計を維持している者で、概ね1年以上継続して不特定多数の観客から対価を得る公演の実績がある者。

※2 「主な活動拠点」とは、個人の場合は兵庫県内に在住していること、団体の場合は代表者又は団体規約等に定める事務局の住所が兵庫県内であること。かつ、個人・団体の場合とも直近1年間の公演実績のうち半数以上を兵庫県内で行っていること。

◆助成対象事業とならないものの例

- ・芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- ・政治的・宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- ・宣伝や営利を目的としているとみなされる事業
- ・ご当地ヒーロー、ゆるキャラなどによるアトラクション公演
- ・大衆演劇や歌謡ショーなどの大衆芸能（落語は除く）
- ・暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- ・その他助成にふさわしくない事業

4 助成対象経費等

(1) 助成対象経費

項目	具体例
出演料	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料
音楽費	作曲料、写譜料、調律料 等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、台本料、訳詞料、著作権使用料 等
舞台費	大道具料、小道具料、舞台制作費、衣装 等
設備使用料※	音響設備使用料、照明設備使用料、舞台装置等使用料等
技術人件費※	設備使用に伴う技術人件費 等
旅 費	出演者・スタッフ等の交通費（航空・列車運賃等の特別料金は対象外）及び宿泊費（食事代を除く） 等
運送費	楽器運搬費、道具運搬費 等
広報費	ポスター、リーフレット作成費 等
オンライン配信費	機材レンタル、撮影・編集費 等
感染症対策費	感染症対策消耗品、PCR検査費 等
会場運営人件費	受付・会場整理等に伴う人件費 等

※外部に委託する場合のみ

(2) 助成額

対象経費の1/2（千円未満切り捨て、上限額：500千円）

◆対象とならない経費

- ・助成対象経費であっても、令和4年3月31日までに支払った経費
- ・助成対象経費であっても、実績報告において領収書等により支払いが確認できないもの
- ・団体の財産になり得る物の購入や製作経費
- ・団体運営の恒常的経費（人件費、事務費等）
- ・会場使用料
- ・レセプション、パーティー等の経費
- ・その他社会通念上公金で賄うことが適当ではない費用

5 申請について

- (1) 申請締切日：令和4年4月28日（木）
- (2) 申請方法：郵送、メール
- (3) 申請先：公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）
文化振興部事業第1課
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3
TEL:078-321-2002/FAX:078-321-2139（平日9:00～12:00、13:00～17:30）
メールアドレス：butai@hyogo-arts.or.jp
※様式は当協会ホームページよりダウンロード可
- (4) 提出書類
 - ① 令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施申請書（様式1）
 - ② 令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業出演者概要（様式1-2）
 - ③ 令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業収支予算書（別紙）
 - ④ 申請団体の規約、会則、名簿（申請者が実行委員会の場合）
 - ⑤ 助成金振込口座申出書（別紙）

6 申請にかかる手続等について

- (1) 各助成対象者は、5(1)の締切日までに、5(4)の提出書類を5(3)の申請先に提出する。
- (2) 協会は(1)により提出された書類を審査し、実施の可否及び助成金支払決定額を決定し、別紙「令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施決定について」（様式2）により各助成対象者に通知する。
- (3) 各助成対象者は、公演終了後2週間以内に次の書類を提出する。
 - ① 令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業実施報告書（様式3）
 - ② 令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業収支決算書（別紙）
 - ③ 公演の記録写真
 - ④ チラシ（当事業名と学生向け無料開放の記載があるもの）
 - ⑤ 当日プログラム（当事業名の記載があるもの）
 - ⑥ 対象経費の領収書等（写し）
- (4) 協会は(3)により提出された実施報告について審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が適正に執行され、事業成果を認めるときは、助成額を確定し、「令和4年度舞台芸術鑑賞機会創出事業にかかる助成額の確定について」（様式4）により各助成対象者に通知する。
なお、確定する助成額が(2)により決定した金額と同額であるときは、通知を省略する。
- (5) 各助成対象者は、(4)で確定した助成額を、別紙「助成金請求書」（様式5）により協会へ請求する。
- (6) 協会は(5)により請求された助成額を速やかに助成対象者に支払う。

7 不可抗力による事業中止への措置

地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など助成対象者の責めに帰すことのできない事情により、助成事業の全部又は一部が中止となった場合、当該事象が発生した時点ですでに執行済みの経費については、助成対象とすることができる。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、県及び協会の協議により決定する。